

J A東京あおばの自己改革

① 農業者の所得増大に向けた改革

平成30年4月、改正生産緑地法が施行され、特定生産緑地制度が導入されたことにより、生産緑地を保全する仕組みができました。

平成30年7月、練馬区と共同で実施した、農地所有者アンケートを練馬区が集計・分析をおこない公表しました。

生産緑地所有者のうち、51人が「一部他者に貸し、残りは自ら耕作したい」、11人が「全て他者に貸したい」と回答しています。農地を貸したい相手先については、35人（55.6%）が「J A東京あおば」と回答しています。

特定生産緑地の指定促進は、第32回J A東京大会でも重点実施事項に掲げており、J A東京あおばは、早急に相談窓口専門部署を設置するなど、都市農地を保全する責務を果たすことが課題です。

② 施設及び事業改革

日銀のマイナス金利政策が継続されるなか、金融機関の多くが本業での収益が減益になっています。

また、政府の規制改革会議では、農協改革集中推進期間満了後も、信用事業の代理店化、准組合員の事業利用規制など検討を進めています。

J A東京あおばは、さらなる健全経営をめざして、信用事業分離・代理店という選択はおこなわず、各事業が連携しながら、組合員・地域の皆さまの農業生産・暮らしに貢献する組織、組合員・地域の皆さまの負託に応える組合づくりに取り組むことが課題です。

③ 人づくり人財育成改革

農協法改正により、令和元年度決算から公認会計士監査が義務付けられました。

このためJ A東京あおばは、内部統制の整備に努めてきました。

P D C Aサイクルを好循環させ、人材を人財に育成していくことが課題です。

内部統制の強化

- ① 内部統制を整備します。
- ② 内部統制の有効性発揮に向けた内部監査を強化します。
- ③ 個人情報取り扱いを厳格化し、適正な情報処理を行える態勢を構築します。
- ④ 利用者保護にかかる適正な事務処理を行える態勢を構築します。

財務基盤強化

新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）のもとでも現状の自己資本比率水準が保てる財務基盤を確立するため、自己資本の充実を図ります。